

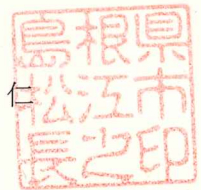
松江市告示第 465 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 号第 1 項の規定に基づき、議会の議決を経て市内の字の区域を廃止したので、同条第 2 項の規定により、次のとおり告示する。

なお、この告示に係る字の区域の廃止の効力は、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 89 条の 2 第 10 項において準用する同法第 54 条第 4 項の規定による西谷上地区の換地処分の公告があった日の翌日から生ずる。

令和 6 年 10 月 15 日

松江市長 上 定 昭 仁



松江市西谷町の字を廃止する区域

町	字	地 番
西谷町	傍示	166 番 2、63 番 1 と 64 番 1 に隣接介在する道路
	池尻	74 番 2
	竹下	8 番 2 から 8 番 4 まで
	菅谷	1374 番に隣接する水路である公有地

（ただし、上記地番は令和 6 年 5 月 21 日現在のものである。）